

埋蔵文化財情報共有化システム

募集要項

令和8年2月

沖縄県立埋蔵文化財センター

1 事業趣旨

各種デジタルデータを職員・会計年度任用職員間で共有し、資料整理・報告書作成から保管・活用までの一連の流れで必要となる各種デジタルデータを一元管理することによって各作業の効率化を図るとともに、一般に公開する文化財情報のさらなる充実を図ることを目的とする。

これらの実現を目的として埋蔵文化財情報共有化システムを構築し、構築に必要な機器の賃貸借にかかる事業者を一般競争入札により決定するものである。

2 本提案に係る業務

- (1) 業務名 埋蔵文化財情報共有化システム賃貸借業務
(2) 履行期間 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで
※本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、翌年度以降において、歳出予算の減額または削除があった場合、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約について協議を行った上でこの契約を継続することが困難である場合、この契約を解除することができる。
(3) 業務の内容 「賃貸借契約書(案)」及び「埋蔵文化財情報共有化システム賃貸借業務仕様書」を参照すること。

3 主催及び連絡先

- (1) 主催 沖縄県立埋蔵文化財センター
(2) 連絡先 沖縄県立埋蔵文化財センター 総務班 担当 當山彬
調査第2班 担当 宮城淳一
〒903-0125 沖縄県西原町字上原193番地7
電話 総務班 098-835-8751 調査班 098-835-8752
FAX 098-835-8754
e-mail 総務班 担当 當山彬 touyaakr@pref.okinawa.lg.jp
調査第2班 担当 宮城淳一 miyagju@pref.okinawa.lg.jp

4 応募資格

下記に示す要件を前提とし、本件により証明書等の確認資料の提出を要求することがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 本県の競争入札参加資格を有している者であること。
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 次の各号に該当しない者
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (6) 下記の認定等のいずれかを有していること。
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS適合性評価制度認証）
 - ・プライバシーマーク
- (7) 本県内に拠点等を有し、緊急時に4時間以内に来所が可能のこと。
- (8) 納入しようとする機器等の機能等証明書を提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者。

5 手続及びスケジュール

- (1) 入札方法
 - ・入札 地方自治法第二百三十四条により一般競争入札
 - ・入札日時 令和8年2月27日（金曜日）午前10:00
 - ・入札場所 埋蔵文化財センター 研修室
- (2) 本件に係る質問及び回答
 - ・質問の期限 令和8年2月17日（火曜日）午後5:00〆切
 - ・質問の方法 所定の様式により、上記期間までに3の場所へ提出すること。なお、日程の都合上、FAXまたはe-mail添付ファイル（エクセル又はPDFファイル）により受付期間内に送付すること。
 - ・回答 期限までの全ての質問事項に対する回答を、令和8年2月19日（木曜日）までに埋蔵文化財センターHP上で公開する。（質問がない場合は、その旨通知する。）
- (3) 機器等の機能等証明書及び実績報告の提出
 - ・提出期限 令和8年2月20日（金曜日）午後5:00〆切
 - ・提出先 所定の様式により、上記期間までに3の場所へ提出すること。なお、日程の都合上、FAXまたはe-mail添付ファイル（エクセルファイル）により受付期間内に送付すること。（原本は入札日時前までに持参するか簡易書留により送付すること。）